

第10期 角田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

この要項は、第10期角田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

第10期角田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務

(2) 業務内容

別紙「第10期角田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規程に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規程に基づく破産手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団排除条例（平成25年角田市条例条例第4号）第2条第1項第2号、第3号及び第4号に該当しない者及びそれらの利益となる活動を行う者に該当しないこと。
- (5) 地方公共団体における第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務（業務名は異なる場合であっても、業務内容が同一であると認められる場合を含む）の受託実績があること。

4 企画提案上限額

令和7年度	5,687,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和8年度	4,873,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
総 額	10,560,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 スケジュール

項 目	期 日
公募開始（募集要項・仕様書等の公表）	令和7年 9月 5日（金）
質問書の受付期限	令和7年 9月17日（水）
質問への回答	令和7年 9月22日（月）
参加申込書兼誓約書の提出期限	令和7年 9月26日（金）
企画提案書等の提出期間	令和7年 9月29日（月）から 令和7年10月10日（金）まで
企画提案内容説明会（プレゼンテーション）	令和7年10月17日（金）
審査結果の通知	令和7年10月下旬

※スケジュールは現時点での予定であり、変更になる場合もある。

※企画提案内容説明会の開催日時等については、提案事業者あてに別途通知する。

6 参加申込み手続き

（1）参加申込期間

令和7年9月5日（金）から同月26日（金）まで

（2）提出書類

参加申込書兼誓約書（様式1）

（3）提出先

〒981-1505 宮城県角田市角田字柳町35番地1
角田市市民福祉部介護支援課 介護保険係

（4）申込方法

郵送又は持参（郵送の場合は令和7年9月26日（金）必着）

7 質問の提出及び回答

（1）質問の受付期間

令和7年9月5日（金）から同月17日（水）まで

（2）受付方法

質問書（様式2）により、角田市介護支援課あて電子メールにて提出すること。

なお、電子メールの件名は「第10期計画策定業務プロポーザルに関する質問（会社名）」とすること。

（3）回答方法

質問の回答は、令和7年9月22日（月）までに、角田市ホームページへ掲載する。

※事業者選定に公平を保てない質問等、公表にふさわしくないと判断される質問は公表しない。

8 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の受付期間

令和7年9月29日（月）から同年10月10日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く）

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの時間帯を除く）

(3) 受付場所

宮城県角田市角田字柳町35番地1（角田市総合保健福祉センター内）

角田市市民福祉部介護支援課 介護保険係

(4) 提出方法

上記受付場所に持参すること。（郵送等による提出は受け付けない）

(5) 提出書類

ア 企画提案書 正本1部 副本10部

企画提案書の名称は「第10期角田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務企画提案書」とし、仕様書を参照の上作成すること。

書類はすべてA4サイズとし、各書類がわかるようにインデックスを付すること。

(ア) 会社概要書

事業者名、本社所在地、代表者名、資本金等、設立時期、保有する資格・認証等のほか、担当する事業所の事業所名・所在地・従業員数・有資格者数（既存パンフレット等でも可）

(イ) 調査研究体制一覧

本業務を受託する場合を想定し、常時対応できるスタッフ体制等について作成すること。

(ウ) 受託事業実績

高齢者福祉計画・介護保険事業計画及びその他関連する計画等の受託実績を作成すること。（既存パンフレット等でも可）

(エ) スケジュール表

令和7年度から令和8年度における作業工程表を作成すること。

(オ) 提案企画

仕様書に沿った企画内容であること。

イ 経費見積書 正本1部

項目の詳細について金額を明示した明細書を添付すること。

9 企画提案内容説明会（プレゼンテーション）の実施

企画提案内容説明会（プレゼンテーション）を開催し、企画提案書等の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査する。開催日時等の詳細については、提案事業者（参加申込書兼誓約書を提出した事業者）あてに別途通知する。なお、評価基準については別表のとおり。

(1) 開催日

令和7年10月17日(金)(予定)

(2) 開催場所

角田市総合保健福祉センター

(3) 所要時間

プレゼンテーション 1事業者20分以内

ヒアリング 1事業者10分以内

(4) その他

企画提案内容の説明は、本計画策定業務を受託する場合を想定し、主として担当する者が行うこと。参加者は3名以内とする。

10 優先交渉事業者の選定

企画提案内容説明会(プレゼンテーション)を実施し、別表の評価基準に基づき審査を行う。得点を基に選定委員会の合意により1者を優先交渉事業者として選定する。

審査結果については、角田市のホームページにて公表し、当該審査を行った事業者に郵送にて通知する。

11 問合せ先

〒981-1505 宮城県角田市角田字柳町35番地1 角田市総合保健福祉センター

角田市市民福祉部介護支援課 介護保険係

電話 0224-63-2151

電子メール kaigo@city.kakuda.lg.jp

別表

評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	配点
1 提案内容	業務の実施方針及び手法について以下の点に着目して総合的に評価する。 ① 業務内容の理解度 ② 実施方針・手法の妥当性 ③ 提案の的確性 ④ 工程計画の妥当性 ⑤ 法改正への対応	①～⑤ 各 5 点 計 2 5 点
2 業者	企業の業務遂行能力について以下の点に着目して総合的に評価する。 ① 高齢者実態調査の実績 ② 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定実績 ③ 高齢者福祉関連業務に関する実績 ④ 業務実施体制 ⑤ 個人情報の保護（プライバシーマーク等）についての対策の有無	①～⑤ 各 5 点 計 2 5 点
3 担当者	担当者の経験及び能力について、以下の点に着目して総合的に評価する。 ① 高齢者福祉に関する業務実績 ② 業務を遂行する上で必要な地域特性に対する習熟度 ③ 制度（特に法改正内容）に対する習熟度 ④ 共同作業を行ううえでの対応の柔軟性 ⑤ 専任（主たる）担当者等によるサポート体制の充実度	①～⑤ 各 5 点 計 2 5 点
4 その他	① 提案内容は予算額に見合ったものか ② 話し手のプレゼン内容の明朗性 ③ 話し手の態度 ④ 質問・疑義に対する対応	① 1 0 点 ②～④ 各 5 点 計 2 5 点